

令和4年12月20日

第12回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第12回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年12月20日（火） 午前9時02分

2 場 所

曾於市末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

4 番 〇〇〇〇〇 , 5 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係	〇〇〇〇〇
財部分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政課	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和4年12月20日（火） 午前10時36分

令和4年第12回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 115 号 | 農地移動適正化あっせん事業対象農業者の認定について |
| 議案第 116 号 | 空き家に付属した農地指定申請について |
| 議案第 117 号 | 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について |
| 議案第 118 号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第 119 号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第 120 号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第 121 号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第 122 号 | 非農地証明願について |
| 議案第 123 号 | 農地の用途変更届（200㎡未満）について |
| 議案第 124 号 | 農用地等のあっせんについて |
| 議案第 125 号 | 農用地利用集積計画について（利用権設定） |
| 議案第 126 号 | 農用地利用集積計画について（所有権移転） |
| 議案第 127 号 | 耕作放棄地に係る非農地認定について |
| 議案第 128 号 | 農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定について |

(2) 報告第12号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第12回農業委員会総会

令和4年12月20日（火） 午前9時02分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。11月、12月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第12回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番○○○○○委員、5番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第115号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の認定についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、末吉1号について説明致します。本日は、申請人の○○○○○さんに来ていただいております。後ほど質問等をしていただければと思います。内容につきましては、申請人は、末吉町南之郷の○○○○○61歳になります。営農類型は、水稻・ゆず・露地野菜で、現在、畑にはゆず・カボチャ・玉ねぎ、田には、水稻をそれぞれ作付けされており、受託作業で水稻500aの稲刈りと乾燥を行っています。今後、借入及び購入等で畑を80a、田を120a程にして、経営規模の拡大を図りたいという事です。事務局としましては、認定農家の制度がありますがとの説明もしましたが、本人曰く、年齢も年齢だし、後継者もないしという事でこちらの方での申請になったところです。よろしくお願い致します。以上でございます。

○議長（○○○○○会長）

ただいま、説明いたしました。本件については、申請人に本定例総会への出席を求めていますので、○○○○○さんに入室をいただきます。

（申請人「入室」）

○議長（○○○○○会長）

○○○○○さんにおかれましては、大変ご苦労様です。申請人に対して質疑・意見はありませんか。

○14番委員（○○○○○）

沢山の田を耕作されていますが、なかなか採算に合わないと思いますが、販売先は、確定されているのですか。

○申請人（○○○○○）

政府米は、値段が期待できないという事で、関西・関東方面に送っているような状況です。

○14番委員（○○○○○）

ネットかなんか利用されてですか。

○申請人（○○○○○）

ネットじゃなくて、ちょっと知り合い関係に送ってます。

○14番委員（○○○○○）

解りました。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（○○○○○）

カボチャ・玉ねぎを植え付けされていますが、出荷先はどちらの方ですか。

○申請人（○○○○○）

カボチャ・玉ねぎについては、鹿児島県の業者に卸しております。出先は、鹿児島のスーパー関係だと思います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

臨時雇用が5人となっておりますが、年間何日ぐらい雇用されてますか。そして、雇わない時期とありますか。

○申請人（〇〇〇〇〇〇）

パートですが、出荷時に1週間程度とかトータルすると1ヶ月とか、稲刈り時期に助手として1ヶ月とか雇っている時もあります。稲刈り時期は、基本的に1人です。運転手をしてもらっていて、圃場から乾燥機まで運ぶとか、乾燥機の具合の確認等です。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

稲刈りの受託作業は、どれぐらいされていますか。

○申請人（〇〇〇〇〇〇）

かれこれ10何年なりますかね。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇〇さん大変ご苦労様でした。退席をお願いします。

（申請人「退室」）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただいま、申請人より説明を受けましたが、議案第115号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の認定の末吉1については、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、認定することに決定いたしました。次に議案第116号空き家に付属した農地指定申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部1号について、12月9日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田平自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地と山林、南が道路を挟んで宅地、北が山林であります。申請地の畑1筆と隣接する宅地と山林の計7筆及び家屋は、共に同じ所有者名義です。同所有者は、現在、住所地を申請地に隣接する宅地に置いておりますが、今後、埼玉県へ転出し、同家屋を申請人へ引き渡す予定です。なお、曾於市空き家バンク制度に登録された日は、令和4年12月1日です。申請地の利用状況については、無断転用は認められず、農地法第2条第1項の対象農地であると思われます。また、農地の権利取得後、5年以上耕作することの誓約書、申請地を含む土地建物の売買契約書が、添付されていることから、投機目的の農地取得でないことは確実です。調査結果の総合意見は、申請地は、農地法第2条第1項の対象農地であり、申請人が空き家に居住し、農地の耕作を行うことが確実と思われることから、申請地を空き家に付属した農地に指定して差し支えないと判断します。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 116 号空き家に付属した農地指定申請については、認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、認定することに決定致しました。

議長（○○○○○会長）

次に議案第 117 号農地法第 3 条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○5 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 8 号について、12 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。貸貸借期間は、5 年間となっております。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜とゆずを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。

○15 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 9 号について、12 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、貸人と借人の関係は、親子であり、お父さんが体調が悪く農業ができないという事で息子が新規就農となっております。機械については、父親が所有の機械を使用するという事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 117 号農地法第 3 条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 118 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請末吉 104 を除いてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○5 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 93 号について、12 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。先程の貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、今回取得する農地には、露地野菜作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 94 号について、12 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利

用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。なお，受人と渡人の親が知人で，今後も耕作予定がないという事で，無償で譲り渡す事になったとの事です。また，受人は，80歳以上ですが息子さんも同居しており，仕事の合間に作業をされるとの事で問題ありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

受理番号大隅95号について，12月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。受人と渡人は，親子です。渡人が高齢で，子供さんへ贈与する形になります。受人は，親を観るという事で帰郷しました。5筆ありますが，中大迫1762-1は，利用権設定されており，残りの4筆は，B判定の荒れたような状況です。ですので，許可できないと思います。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（○○○○○）

受理番号大隅96号について，12月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。受人と渡人は，ふた従弟になります。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けする予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

受理番号大隅97号について，12月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，生姜等の露地野菜を作付けする予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

受理番号大隅98号について，12月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。受人は，80歳以上で高齢ですが，健康で元気であります。また，息子さんが二人いらっしゃいますが，農繁期には，帰省して手伝っているとの事です。定年後は，帰省して跡を継ぐとの事でありました。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号財部99号から102号について，12月12日に現地調査を行いましたので報告致します。なお，99号と100号は，受け入れ人が同一ですので，一緒に報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，99号は水稻を，100号には露地野菜を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続いて，受理番号財部102号について，12月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，露地野菜を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部103号について，12月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利

用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。なお，下限面積要件についても先程議案第 116 号で報告しましたとおり，空き家に付属した農地であると判断できる事から問題はないと思われます。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，露地野菜を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して，質疑，意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○14 番委員（○○○○○）

財部 103 号についてですが，確認ですが，この○○○○○さんは，ディサービスかなんかされているんですか。

○推進委員（○○○○○）

いいえ。普通にお勤めされています。機械等も耕してくれる方もいるし，移転してきたら，野菜等を植え付けして，道の駅等に出荷したいという事でした。やる気が十分ある方で問題ないと思います。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○14 番委員（○○○○○）

はい。解りました。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 118 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請大隅 95 号，末吉 104 号を除いては，許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので，本案は，許可することに決定致しました。ここで私が議事参与制限のため○○○○○会長職務代理と交代いたします。

（「会長自席に着席」）

○議長（○○○○○会長職務代理）

ここで○○○○○委員は，議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長職務代理）

議案第 118 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請のうち末吉 104 号についてを議題といたします。本件については，調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○2 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 104 号について，12 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，下限面積要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，譲受人は，取得する農地には，茶を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので，許可相当と考えます。なお，譲渡人と譲受人は，祖父と孫の関係です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長職務代理）

ただ今の報告に対して，質疑，意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長職務代理）

議案第 118 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請末吉 104 号については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長職務代理）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。○○○○○委員は、復席をお願いします。

（「会長自席に着席」）

○議長（○○○○○会長職務代理）

ここで議長を交代いたします。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 119 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○ 6 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 60 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸山上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、茶保管冷蔵庫施設を建築する具体的計画があり、確実だと思えます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、茶保管冷蔵庫施設を設置する面積 2,762 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思えます。排水等については、南側の道路側溝に放流するので適当と思えます。被害防除につきましては、特に問題ありません。建物の高さが 24m あるという事で日陰等大丈夫だろうかという事になりましたが、周りに許可をもらっているという事でした。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農業用施設等に該当し、茶保管冷蔵庫施設を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。続きまして、受理番号末吉 61 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宮之脇自治会内にある農地です。周囲の状況は、9314-1・9314-2・9314-3 の東が畜舎、西が道路を挟んで宅地と畑、南が畜舎、北が道路を挟んで山林と畜舎であります。9322-1・9322-2 の東が畜舎、西が畜舎、南が畑、北が道路を挟んで畜舎であります。目的実現の確実性は、農業用施設を既に建築されていまして、位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農業用施設を設置する面積 8,595 m²のうち、畜舎 5 棟 3,736.25 m²、倉庫 2 棟 685.08 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思えます。排水等については、雨水は自然流下し、汚水は、オガクズ処理後堆肥化するもので適当と思えます。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、始末書による追認案件で、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用施設を整備されており、農地への復元も困難である事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。○○○○○からは、前お願いしたんだと言われ、よかつじゃがと言われた。今後、子供に譲るためにもちゃんとときたいという事でした。続きまして、受理番号末吉 62 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が道路を挟んで宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に事務所・工場・倉庫・資材置場・駐車場を設置されておりました。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、事務所・工場・倉庫・資材置場・駐車場を設置する面積 2,676 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思えます。排水等については、雨水は水路放流、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思えます。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、始末書による追認案件で、第二種農地に該当し、事務所・工場・倉庫・資材置場・駐車

受理番号末吉 63 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、有持下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が山林、南が道路を挟んで宅地、北が雑種地です。目的実現の確実性は、既に農業用倉庫兼車庫と堆肥舎が整備されている事から確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫兼車庫と堆肥舎を整備する全体面積 780 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排

水等については、自然流下で適当と思います。被害防除については、緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫兼車庫と堆肥舎を整備しており、農地への復元も困難な事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 64 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東法楽寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として、全体で 165 ㎡であり、隣接する宅地 8192-3、335 ㎡と一体利用するもので、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思います。被害防除については、緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 65 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、山林を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 120 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで 10 分間暫時休憩致します。

（休憩：午前 9 時 56 分）

（休憩：午前 10 時 6 分）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

会議を再開します。議案第 121 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○6 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 89 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、追認案件で、第二種農地に該当し、事務所・工場・倉庫・資材置場・駐車場を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 90 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、下新地自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、宅地分譲地を整備する面積として全体面積 79 m²であり、隣地の宅地 167 m²と一体利用し、販売するもので、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下と集水桝を設置し、水路放流するもので適当と思います。被害防除については、境界ブロックを設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、宅地分譲地を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 91 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東旭ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体面積 348 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、集水桝を設置し、水路側溝へ放流し、汚水・生活排水については、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、土留工事をを行い、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続いて、受理番号大隅 92 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東旭ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、残高証明書及び融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として、全体面積 382 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、集水桝を設置し、水路側溝へ放流し、汚水・生活排水については、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、既存のブロックが設置してあり、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 93 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、里脇自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地と庭、南が県道、北が山林です。目的実現の確実性は、既に苗作業用のハウスがあり資材も置いてあり、始末書も添付されています。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、苗作業ハウス、農業用資材置場、苗積み込み作業スペースとして、全体面積 797 m²は、同種施設の規模状況からみても適当であると思います。排水等については、ハウス内の散水で使用するだけで影響なく、雨水は、雨水桝より側溝へ放流と自然流下で支障はないと思われます。被害防除については、土留工事済みで、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、農業用施設を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

す。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 94 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、通山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と山林、西が道路を挟んで原野、南が道路を挟んで畑と宅地、北が山林です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明が添付されており確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,524 m²のうち、法面部分の高さが 8 m 程で、利用不能地を除く 1,568 m²に、太陽光発電施設 495.9 m²を設置する予定で、周辺同種施設の状況からみても適当であると思います。なお、今日皆さんに配布されていると思いますが、現状の利用不能地等が写真で添付されていると思いますが、お目通ししていただきたいと思います。上の部分が 1,568 m²ですが、高低差が相当ありまして、2 枚目の裏ですが、4 番の写真を見ていただきたいと思いますが、西側から写したのですが、北の方がのこくず処理する工場になります。この写真にダクトが見えてますが、そこに煙突が見えていると思います。これだけの高低差があるところです。排水等については、雨水は、既存側溝へ放流するため適当だと思います。被害防除については、申請地の法面部分 956 m²を除いて現状のまま利用し、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電事業を営む法人で、申請地に太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

財部 94 号ですが、排水は水路放流となっておりますが、どれくらいの量なのか。それと売電価格はいくらか教えて下さい。

○11 番委員 (○○○○○)

排水ですが西側の市道側溝に放流となっております。勾配がありますので可能だと思います。売電価格は、14 円だったと思います。

○議長 (○○○○○会長)

その他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (○○○○○)

財部 94 号についてですが、利用不能地の部分は、何かされるんですか。

○11 番委員 (○○○○○)

傾斜地高低差が 8 m 以上あります。現況は、竹藪になっております。費用がかかりますので、現状のまま放置という事になると思います。

○議長 (○○○○○会長)

その他にありませんか。排水は、確実に工事して西側に集めて放流されるんでよね。

○11 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

その他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○4 番委員 (○○○○○)

写真じゃ解りずらいのですが、道路より低いんですか。

○11 番委員 (○○○○○)

低いです。国道よりも1 m50 ぐらい低いです。西側の道路よりも入口のところは、低いです。

○4 番委員 (○○○○○)

東側から西側に勾配をつければ、水路へ放流する事は、可能なんですか。

○11 番委員 (○○○○○)

東側から西側への勾配は、現状は、ついてませんが、資料をみると西側の方へなってます。

大量の雨が降っても道路側溝の勾配があるので、流れるんじゃないかと判断したところです。

○3 番委員 (○○○○○)

道路と申請地の間に1 筆入ってますが、ここで水が止まるんじゃないですか。

○11 番委員 (○○○○○)

おそらく道路法面だと思います。

○議長 (○○○○○会長)

この案件については、いろいろ質問がありましたので、一端保留として、農地部会で見に行つて、許可しても差し支えないという結論に至れば、次回の総会で、許可するという事でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

その他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第121 号農地法第5 条による許可申請については、財部94 号を除いて許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第122 号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号財部14 号について、12 月9 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、十文字新自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地と畑、北が宅地と畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の南側から西側及び東側へかけて農地がありますが、境界にはブロック塀が設置されており、雨水等の流れ込み等はなく、周辺の農地に影響はないかと思えます。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、平成7 年に譲受人の亡兄と譲渡人との間で口頭契約により交換取得した農地で、その後、平成8 年に隣接地に譲受人が自宅を建築した際、自宅の庭として利用していたものです。調査結果の総合意見は、申請人は、農地法の許可もないまま、また、登記等の必要な手続きをとらないまま、平成7 年に交換したのち、隣接する宅地の庭として利用していたものです。ついては、庭への転用後、26 年を経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2 条第1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 122 号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 123 号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 9 号について、12 月 9 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、転用目的がハウス用資材置場です。設置により耕作が不能となる面積が、25 m²で、転用許可を要しない 200 m²未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 123 号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 124 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 126 については、2 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 127 については、私と○○○○○推進委員、末吉 128 については、17 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 129 と末吉 130 については、4 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅 131 と大隅 132 については、15 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅 133 については、8 番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 96 号は、打切でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

末吉 99 号は、成立でお願いします。末吉 100 号は、継続でお願いします。

○8 番委員 (○○○○○)

大隅 102 号は、継続でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 103 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 106 号は、打切でお願いします。末吉 107 号は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 109 号と 110 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

末吉 111 号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

大隅 112 号は、継続でお願いします。

○7番委員 (○○○○○)

財部 113 号は、継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部 114 号は、打切でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

末吉 115 号と末吉 116 号は、継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉 117 号と 118 号と 119 号は、継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

末吉 120 号は、成立でお願いします。

○17番委員 (○○○○○)

末吉 121 号は、継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉 122 号と 123 号は、継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部 124 号は、継続でお願いします。財部 125 号は、継続でお願いしますが、前回の農地パトロールで、B 判定にした農地ですが、畑としてあっせんをしていかないといけないのですか。半分以上が木があったりするんですが。

○事務局 (○○○○○係長)

これについては、受人の方が、もし農地に復元できるようであれば、お願いできないかなと思っています。申し出者が始良市にお住まいなので、とても耕作できないと思われますので、可能であればそのような方向でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○6番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。次に議案第 125 号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、大隅 119 から大隅 123 を除いて、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定のうち大隅119から大隅123を除いて、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第125号農用地利用集積計画の利用権設定のうち農地中間管理事業に係る利用権設定大隅119から大隅123を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「〇〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第125号農用地利用集積計画の利用権設定のうち中間管理事業に係る利用権設定大隅119から大隅123についてを、議題と致します。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第125号農用地利用集積計画の利用権設定のうち中間管理事業に係る利用権設定大隅119から大隅123については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(「〇〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

次に議案第126号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第126号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案127号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

別冊になりますが、耕作放棄地に係る非農地認定についてを説明いたします。右側の集計で説明させていただきます。地目が田でございますが、合計筆数237筆、合計面積218,046.85㎡、地目が畑でございますが、合計筆数147筆、合計面積176,551.28㎡、総合計筆数384筆、総合計面積394,598.13㎡です。よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

ただいま、説明がありましたが質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第127号耕作放棄地に係る非農地認定については、申し出のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり認定する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第128号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定についてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、議案第128号ですが、末吉5号と大隅6号以外の末吉1号から末吉4号までの4件を不認定となっております。不認定内容は、高齢による規模縮小、小規模拡大の意思がない、病気による縮小等です。よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

ただいま、説明がありましたが質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第128号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定については、末吉5号と大隅6号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、末吉5号と大隅6号の2件を認定する事に決定致しました。

○議長（山口裕之会長）

次に報告第12号合意解約等の報告については、総会資料の34ページから37ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（○○○○○）

活動日誌について

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和4年第12回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和4年12月20日（火） 午前10時36分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員